

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

※申請後に、申請内容について上記電話等番号からお問い合わせする場合があります。

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について

この制度は、千葉県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付けする資金です。

資格を取得した日から1年以内に原則千葉県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事して5年間就業を継続することで、返還債務の全部が免除されます。

※千葉市で高等職業訓練促進給付金を受給している方は、千葉市社会福祉協議会にお申し込みください。

（1）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（2）資金種類

資金種類は次の2つです。

【入学準備金】上限 500,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金

貸付金使途例:養成機関に払う入学金、授業料1期分、教材費等、参考図書、学用品、通学にかかる交通費(上限:1ヶ月分)

【就職準備金】上限 200,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

貸付金使途例:就職により転居が伴う場合の転居費用

就職にあたり必要な被服費、通勤用の自転車

※平成31年度の申請から自動車購入費については申請不可となりました。

（3）貸付対象者

貸付対象者は次の**全てを満たす方**とします。

①高等職業訓練促進給付金※の支給を受ける方

ただし、専門実践教育訓練給付金を併給している方は、上記（2）に示す入学準備金申請希望者は貸付対象外となり、就職準備金は貸付対象となる。

②千葉県に住民登録をしている方（千葉市を除く）

③高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、原則千葉県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

④他の都道府県指定都市で本資金を借り受けていない方

※高等職業訓練促進給付金とは、母子・父子家庭の方々が看護師や介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減や入学時の負担軽減のために給付する資金のことです。

詳細については、市にお住まいの方は各市のホームページ、町村にお住まいの方は県のホームページをご覧のうえ各自治体にご相談ください。

(4) 貸付利子

無利子。連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後には年1.0%の利率とします。

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年5.0%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

連帯保証人が原則1名必要です。やむを得ない理由により連帯保証人を立てられない場合でも貸付けは可能です。

①およそ年収150万円以上有する方。

②申請時に75歳以下の方

③連帯保証人は、返還となった場合、貸付金の返還をしていただくことがあるため、無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人になれません。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った市または健康福祉センターに、申請書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

【共通】

①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）

②身上調書（様式第2号）

③推薦書（様式第3号）

④戸籍抄本

⑤申請者顔写真付きの本人確認書類の写し（連帯保証人を立てる場合は同様に1通）
（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等）

⑥世帯全員の記載のある住民票（連帯保証人を立てる場合は同様に1通）

※連帯保証人が別世帯の方である場合は、連帯保証人のみの住民票

⑦連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し）

⑧個人情報の取扱いについて

【入学準備金を申請する場合】

①入学の準備にかかる経費（入学金、授業料、教材費、学用品、交通費、被服費等）の額のわかる書類等

※交通費の申請をされる場合は、自宅から目的先までにかかる費用1カ月分までとさせていただきます。

【就職準備金を申請する場合】

①学業成績表

②卒業証明書

③取得した資格の資格者証等の写し

※原則、資格の登録証（看護師免許証、保育士証など）をご提出いただきますが、登

録証発行に時間がかかる場合、合格通知などでも構いません。ただし、後日登録証が発行され次第、県社協へ写しを送付してください。

※准看護師の学校を卒業後、正看護師の学校に進学する場合には、就職準備金の申請は正看護師の学校を卒業後の申請となります。その際に高等職業訓練促進給付金を受給していなくても申請可能です。

(2) 貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と借受人の間で貸付けに係る契約を締結いたします。

(3) 貸付金の交付

入学準備金、就職準備金ともに一括で交付します。また、入学準備金の送金は入学後となり、就職準備金は養成機関卒業後の送金となります。

※複数年度高等職業訓練促進給付金の支給を受ける場合は学年が変わるごとに訓練促進資金在学届の提出が必要です。(従来必要だった在籍証明書は不要です)

(4) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に貸付契約を解除します。

- ①養成機関を退学したとき
- ②業務外の理由により死亡したとき
- ③借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
- ④その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ⑤在学中に結婚等により、ひとり親ではなくなったとき

(5) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内に、一括又は月賦、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に送金いただきます。

- ①貸付契約を解除されたとき
- ②借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に就職しなかったとき
- ③借受人が取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- ④業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき

(6) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ①借受人が訓練促進資金の貸付けを停止された後も引き続き養成施設に在学しているとき
- ②借受人が養成機関を卒業後、他種の養成機関で修学しているとき
- ③借受人が当該養成機関を修了後、資格を取得した日から1年以内に原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事したとき

- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- ⑤高等職業訓練校卒業後、該当の資格試験に不合格であったとき

(7) 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金の全部が返還免除となります。

- ①原則千葉県内の施設等で、取得した資格が必要な業務に従事して5年間就業を継続したとき
- ②業務上の理由により死亡し、貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

(8) 届出義務

借受人又は連帯保証人は、免除される期間までの間に必要な書類を県社協に提出する必要があります。必要書類に関しては、14ページの「各届出手続きについて」をご参照のうえ提出してください。

※自発的な届出がない場合は、本会から文書督促いたしますが、長期にわたり届出がない場合は返還対象となりますので、御注意ください。

(9) 貸付申込書記入上の注意点

- ①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押してください。
 - ②申込書を消せるボールペンで記入しないでください。
- ※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず審査保留となりますので提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定
- (2) 貸付けの可否を県社協から申請者に通知
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書（様式第5号）と借用証書（様式第7号）を送付
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付



以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は以下の書類を県社協に提出

- ・借用証書（様式第7号）
- ・印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
- ・振込口座の情報のわかるものの写し



資金の交付

借用証書（様式第7号）に記載された口座に貸付金を送金（一括交付）
※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません

4 貸付中の手続き

在学届の提出

入学準備金を借り受けた方

年度が変わるごとに以下の書類を県社協に提出

- ・ 訓練促進資金在学届（様式第 20 号）



退学・留年・休学・停学・復学

借受人が退学・留年・休学・停学・復学したときは以下の書類を県社協に提出

- ・ 訓練促進資金貸付金退学等届（様式第 17 号）
- ・ 発生した理由のわかる書類

※退学した場合や留年・休学・停学に伴い貸付金を返還する場合は、9 ページ参照



貸付けを辞退する時

（1）貸付けを辞退したいときは、以下の書類を県社協に提出

- ① 訓練促進資金貸付契約解除届（様式第 8 号）
- ② 辞退理由のわかる書類

（2）県社協から借受人に契約解除通知書を送付

5 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が養成機関卒業後、資格を取得し、その資格を必要とする業務に従事した場合には、返還の猶予を行う必要があります。その後、引き続き5年間当該業務に従事した場合には、訓練促進資金の返還を免除することが可能です。

【猶予の場合】

返還猶予申請

就業後、以下の書類を県社協に提出

- ①訓練促進資金返還債務猶予申請書（様式第11号）
- ②訓練促進資金就業届（第18号）
- ③訓練促進資金現況届（様式第21号）
- ④採用通知等の写し
- ⑤取得した資格の資格者証等の写し

※必ず提出してください。なお、職場の業務関係上等の理由により遅れる場合は、県社協へ連絡してください。長期にわたり提出がない場合は返還の手続きをさせていただきます。



返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知



業務に従事

（1）返還猶予期間中は、1年ごとに

- ①訓練促進資金返還債務猶予申請書（様式第11号）
- ②訓練促進資金現況届（様式第21号）を県社協に提出

（2）返還猶予期間中に氏名・住所・勤務先が変更となった場合

- ①訓練促進資金貸付金就業先変更届（様式第19号）
- ②変更事由のわかる書類を県社協に提出

※勤務先の変更の場合は、訓練促進資金現況届（様式第21号）を前職分・現職分共にご提出をしてください。

※准看護師から正看護師資格取得のために学校に通われる方は、正看護師の学校に入学後に返還猶予申請書（様式第11号）及び在学届（様式第20号）の提出が必要です。

【免除の場合】

返還免除申請

原則として就業した日から、引き続き 5 年間当該業務に従事した場合には貸付けた訓練促進資金の返還免除の対象となる

返還免除に係る書類を県社協に提出

- ・ 訓練促進資金返還債務免除申請書（様式第 10 号）
- ・ 訓練促進資金現況届（様式第 21 号）



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知

返還免除決定の場合は借用証書（様式第 7 号）及び印鑑登録証明書を借受人等に返却

6 返還することになった場合の手続き

養成機関を卒業後、1年以内に原則として千葉県内で取得した資格を活かした業務に従事しない場合や、養成機関を退学した場合など、貸付金の全部を返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

養成校卒業後、1年以内に資格を活かした業務に従事できなかった場合 貸付契約の解除理由が発生した場合

- ・養成機関を退学したとき
- ・業務外の理由により死亡したとき
- ・借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
- ・その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ・在学中に結婚等により、ひとり親ではなくなったとき



返還の申請

借受人は県社協に以下の書類を提出

- ①訓練促進資金返還計画書（様式第14号）
 - ②返還理由のわかる書類
 - ③訓練促進資金貸付契約解除届（貸付契約の解除理由が発生した場合のみ）
- ※返還計画の期間に関しては、借受人と返済できる金額を相談のうえ決定し計画が決まる



返 還

- ・県社協から返還決定通知を借受人に送付
- ・借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



返還完了

- ・貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書（様式第7号）と印鑑登録証明書を返却

【よくある質問】

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金はどのように申込みますか？

A 高等職業訓練促進給付金の申請窓口を通じて千葉県社会福祉協議会福祉資金部にお申し込みください。

Q 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の入学準備金と就職準備金は同時に申込むことは可能ですか？

A 入学準備金と就職準備金の申請時期は別になります。

Q 3 高等職業訓練促進給付金を受けて養成施設に通う予定ですが、在学中にこどもが20歳になるため、途中で給付金が支給されなくなってしまう場合があります。その場合、貸付けを受けることはできますか？

A 入学準備金の申し込みは可能ですが、就職準備金は対象外となります。

Q 4 高等職業訓練促進給付金と併せて、専門実践教育訓練給付金を活用する予定です。貸付けの申請をすることはできますか？

A 目的を同じくする他の公的な給付金などを活用する場合は、貸付対象外となります。専門実践教育訓練給付金には、養成機関への入学金や教材費などの給付が含まれるため、入学準備金は対象外となります。養成機関卒業後、就職準備金をお申込みすることは可能です。

(2) 貸付額について

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の上限は入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが、必ず限度額で申し込むということですか？

- A 貸付金の上限はそれぞれ入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが本資金は給付ではなく貸付であることをふまえ、高等職業訓練促進給付金の窓口と相談の上、必要額をお申し込みください。
- なお、審査の結果、貸付金が一部減額となる場合もあります。

(3) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

- A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に一括送金します。

(4) 養成機関在学中

Q 1 入学準備金を借り入れた後、養成機関在学中に結婚してひとり親でなくなった場合はどうなりますか？

- A 養成機関在学中にひとり親でなくなった場合には、入学準備金の返還対象となります。ただし、在学中は返還猶予ができます。
- なお、養成機関卒業後に結婚してひとり親でなくなった場合には、返還対象とはなりません。

(5) 返還について

Q 1 返還決定した後に計画通りに返還しなかった場合は、どのようになりますか？

- A 返還となった場合、ご本人の状況に応じて返還計画を立てますが、返還期限内に貸付金を返還されれば返還完了となります。ただし、最終返還期限を過ぎると、残元金に対して5.0%の延滞利子が発生します。

(6) 業務状況について

Q 1 在学届や卒業後の訓練促進資金貸付金現況届は毎年提出する必要がありますか？

- A 入学準備金を借受けた方は、進級した際に在学届の提出が必要です。また、就業猶予期間中は毎年訓練促進猶予申請書および訓練促進資金現況届の提出が必要です。
- 長期にわたり提出が無い場合は、貸付金の返還対象とさせていただきます。

Q 2 准看護師の学校卒業後、正看護師の学校に進学する場合、訓練促進資金の借入はできますか？

A 准看護師の学校からそのまま正看護師の学校に通われる方は、入学準備金は准看護師の学校の入学時、就職準備金は正看護師の学校の卒業時がそれぞれ対象となります。正看護師の学校に進学する場合には准看護師の卒業時に就職準備金の貸付を行わず、正看護師の卒業時に貸付を行うこととなります。

Q 3 県境の場合等、県外で業務に従事した場合、返還の対象となりますか？

A 県内での従事を原則としていますが、勤務先が県外であっても5年間の業務従事期間を満たせば免除対象となります。

Q 4 業務従事は切れ目なく働かなくてはならないですか？当初の勤務先を退職後、求職活動で間が空いてしまう場合の取扱いはどのようになりますか？

A 転職等で業務従事できない期間がでることは一定程度やむを得ないとみなしますが、求職活動の期間が半年以上長くなる場合には県社協に御相談ください。

Q 5 育休や産休でも猶予の対象となりますか？

A 育休や産休から復帰して改めて業務に従事する意思がある場合は猶予の対象となります。ただし、その期間は業務従事期間には含まれません。

Q 6 求職活動の期間も業務従事期間に含むとのことですが、卒業後ずっと仕事が見つからず、5年間求職活動をしたとすると、それでも猶予は認められますか？

A 養成施設卒業後、資格を取得して1年以内に業務に従事することが要件の一つであるため、その場合は返還対象となります。

Q 7 養成施設には4月に入学しているものの、手続きが遅くなるなどして5月を過ぎて高等職業訓練促進給付金を受けるような場合は、入学準備金の借入はできますか？

A 個別の対応となりますが、申請時期が遅れた場合であっても申請は受けさせていただきます。給付金の支給決定から概ね2か月以内にお申し込みください。ただし、入学準備金の目的を鑑みて、4月入学の養成施設の場合、9月末を申込みの期限といたします。

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
様式第 1 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
別紙	「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
様式第 2 号	身上調書
様式第 3 号	推薦書
様式第 4 号	連帯保証人変更願
様式第 5 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書
様式第 6 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書
様式第 7 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書
別紙	分割等交付承認申請書
様式第 8 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届
様式第 9 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書
様式第 1 0 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除申請書
様式第 1 1 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予申請書
様式第 1 2 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除決定通知書
様式第 1 3 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予決定通知書
様式第 1 4 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書
様式第 1 5 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更願
様式第 1 6 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金氏名等変更届
様式第 1 7 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金退学等届
様式第 1 8 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業届
様式第 1 9 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業先変更届
様式第 2 0 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金在学届
様式第 2 1 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届
様式第 2 2 号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金死亡届